

令和5年度宮城県地域医療構想推進支援業務仕様書

1 委託業務名

令和5年度宮城県地域医療構想推進支援業務

2 契約期間

契約締結の日から令和6年3月22日(金)まで

3 委託業務の目的

本業務は、民間医療機関も含めた各医療機関による地域医療構想への理解を深めること、将来を見据えた持続可能な地域医療提供体制の構築へ向けた、各医療機関の役割分担の明確化に資する分析を行うことを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) セミナー開催業務

イに掲げる地域医療の課題の解決に向けて、地域医療構想をはじめ、医師の時間外労働の上限規制や診療報酬改正などの国の政策動向等に関して、各医療機関の理解を深めるため、セミナーの企画・開催を行うこと。

イ 地域医療の課題

県内全ての医療圏で、将来の必要病床数に対し、急性期病床は余剰が生じる一方、回復期病床は大幅に不足するため、急性期の削減と回復期の確保が必要である。

ロ 開催概要の企画検討

(イ) 受講対象者は、県内病院及び有床診療所の従事者等とすること。

(ロ) 開催範囲は全県単位とし、開催数は1回を基本とすること。

(ハ) 開催方法は、利便性の観点も踏まえ、オンラインによる視聴参加又はウェブ配信によることとし、セミナーの実施に当たって効果的と思われる媒体を用いること。

(ニ) 開催日時は、発注者と協議の上、受講対象者が参集しやすいよう配慮すること。

(ホ) 講師は、地域医療構想に関わる有識者等の招へいを基本とし、必要な経費は委託費の範囲内で支出すること。

(ヘ) 契約締結後、開催方法、日時、プログラム等の実施計画を策定し、発注者の承認を得ること。

(ト) 発注者と受注者は、協議により、開催概要の一部を変更することができる。

ハ 受講者の募集

募集要項、チラシ、受講申込書等の作成及び申込みの受付等を行うこと。

ニ 資料の作成

次第、当日配布する資料等の作成及び事務局への配布を行うこと。また、受講者に対しては、開催方法に応じて、適切な方法で資料を配布すること。

ホ 当日の対応

(イ) 設営、付帯設備等の準備、受付、進行及び受講者対応等の必要な業務の全てを行うこと。

(ロ) 対象者が、当日視聴することができない場合に備えて、希望者のための代替視聴のための手当てを検討すること。

ヘ 開催後の対応

セミナーの開催後、速やかに、受講者を対象にしたアンケート調査を実施し、とりまとめを行うこと。

なお、調査項目は、医療機関が抱える地域的な課題や経営課題の実態等が把握できる内容を基本とすること。

(2) 病床機能転換分析業務

(1) イに掲げる地域医療の課題を踏まえ、将来的な病院の役割分担の議論を促すため、県内の病院の機能及び診療実績の可視化などによる現状分析を行った上で、妥当性評価及び方向性を取りまとめること。

イ 分析用データの収集

(イ) 収集するデータの内容及びその収集方法は、受注者において提案し、発注者と協議の上、決定すること。

(ロ) 使用するデータは、提供元や収集に必要な期間等を考慮し、収集可能なものとする。

(ハ) 使用するデータの匿名化処理等が必要なときは、受注者が行うこと。

(ニ) 発注者が保有するデータが必要であるときは、受注者は発注者に対して遅滞なく依頼を行うこと。ただし、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)及び国保データベース(KDB)等のデータ提供はできないため留意すること。

ロ 収集したデータの現状分析

(イ) 分析の時点は、発注者と協議の上、決定すること。

(ロ) 分析の単位は、原則として医療機関単位とし、二次医療圏ごとに取りまとめること。

(ハ) 平均在任日数や患者重症度などの視点も含めた定量基準を設けるなど、各医療機関の客観的な立ち位置が分かるよう整理すること。

ハ 妥当性評価及び方向性の取りまとめ

各医療機関の病床機能の定量的な妥当性評価を行った上で、二次医療圏単位で定性的な方向性をまとめること。

5 実施計画書及び実施報告書

(1) 契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で業務を実施すること。

(2) 業務完了に際して、発注者に成果報告を実施した上で、速やかに実施報告書を作成すること。

6 成果物の提出

受注者は、本業務に関する成果物として、次に掲げるものを契約期間内に発注者に提出すること。

(1) 本業務に関する実績報告書、調査・分析データ及び概要版 各4部

(2) 実施報告書及び前号のデータ等を保存した電子媒体(CD-R等) 2部

(3) 契約期間途中においても、受注者が承諾した場合は、発注者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

7 その他

(1) 業務の着手・進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整を行うこと。

(2) 本業務により得られた成果物は、全て発注者に帰属する。

(3) 個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範ちゅうを超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

(4) 疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議により決定すること。